

産前産後期間

国民健康保険税が減額されます

産前産後期間

出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民健康保険税が軽減されます。

多胎（2人以上の子を同時に妊娠）の場合は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間です。

	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定日	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方								
多胎の方								

※届出は出産予定日の6ヶ月前から可能です。

※単胎として届出した後に多胎であることがわかった場合はお知らせください。

対象となる方

令和5年11月1日以降に出産予定の直方市国民健康保険被保険者の方。

妊娠85日（4ヶ月）以上。（死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含む）

減免額

計算対象期間の国民健康保険税のうち所得割額と均等割額。

期間中に転出した場合は転出先の自治体で引き継ぐことができます。

届出方法

以下の書類をご準備のうえ、直方市役所保険課保険年金係へ提出してください。

郵送でも受付できます。

○産前・産後 被保険者届書

※市役所に準備しています。また、ホームページからダウンロードもできます。

○出産を証明する書類

【出産前の届出】出産予定日のわかる書類（母子手帳など）

【出産後の届出】出産した子と親子であることがわかる書類（出産証明書や出生届など）

○多胎妊娠の場合は、多胎妊娠であることがわかる書類

届出・問い合わせ先

〒822-8501 直方市殿町7-1

直方市役所 保険課 保険年金係（6番窓口）

TEL:0949-25-2113